

公 告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）を定めたので、同条第 8 項の規定により公告します。

令和 7 年 3 月 31 日

小諸市長 小泉 俊博



1 地域計画を作成した地区

- | | |
|---------|----------|
| ・ 中央地区 | ・ 川辺地区 |
| ・ 大里地区 | ・ 三岡地区 |
| ・ 西小諸地区 | ・ 南大井地区 |
| ・ 北大井地区 | ・ 県営浅麓地区 |

2 地域計画の内容 別紙のとおり